

令和3年3月

第116回丹波市議会定例会

議員提出議案書

発議第 1 号

丹波市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 26 日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 太田 喜一郎

丹波市条例第 号

丹波市議会委員会条例の一部を改正する条例

丹波市議会委員会条例（平成16年丹波市条例第242号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号ア中「企画総務部」を「ふるさと創造部」に改め、同号中
スをセとし、イからシまでをウからスまでとし、アの次に次のように加える。

イ 総務部の所管に関する事務

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

発議第 2 号

丹波市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

丹波市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 3 月 26 日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 太田 喜一郎

丹波市議会規則第 号

丹波市議会会議規則の一部を改正する規則

丹波市議会会議規則（平成16年丹波市議会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「疾病、出産、災害その他の正当な理由により」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第90条中「疾病、出産、災害その他の正当な理由により」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第137条第 1 項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印しなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「請願を」を「前 2 項の請願を」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。